

## 「地域計画の案に対する意見書の提出について」

地域計画の案の縦覧について、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、下記により市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、各地区における農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者などです。

### 記

#### 1 意見書の提出先及び問い合わせ先

燕市産業振興部農政課 燕市吉田西太田 1934 番地

電 話 0 2 5 6 - 7 7 - 8 2 4 2 (問い合わせ用。電話による提出はできません。)

ファックス 0 2 5 6 - 7 7 - 8 5 0 4

E-mail [nousei@city.tsubame.lg.jp](mailto:nousei@city.tsubame.lg.jp)

#### 2 意見書の提出に当たっての注意事項

##### (1) 提出方法

別紙「地域計画の案についての意見書」により、前記1の窓口への持参又は郵便、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

##### (2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先を記載してください。また、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載してください。

なお、意見書には、「地域計画の案の地区名」を明記してください。

##### (3) 意見書の公表、取扱い

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、個人が特定される場合や、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

なお、提出された意見書に対する個別の回答は行いません。

##### (4) その他

地域計画の案以外に対して意見書の提出はできません。